

社会福祉法人若竹会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び定義)

第1条 この規程は、社会福祉法人若竹会（以下、「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 業務執行理事とは、法人の業務を執行させるために選定した理事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員には次のとおり報酬を支給する。法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 理事及び監事：支給しない
- (2) 業務執行理事：支給する
- (3) 評議員：支給しない

(報酬額の算定方法)

第4条 業務執行理事に対する報酬額は、月額200,000円とする。ただし、理事会において決定する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、法人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬の計算期間は月の1日から末までとし、支給日は、翌月25日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときには、その日前におけるその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日とする。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月22日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は令和 3年 12月 24日(評議員会の議決日)から施行する。

附 則

この規程は令和 4年 6月 24日(評議員会の議決日)から施行し、令和 4年 4月1日から適用する。